

岐路に立つ米国 DEI 経営の行方

—アファーマティブ・アクションを軸に読み解き、展望する

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 教授 南川文里氏

公平な入試を求める学生の会 (SFFA) 対ハーバード判決 (2023)は 何を意味するのか

⑬SFFA 対ハーバード判決 (2023 年)

6-2 DECISION FOR SFFA
MAJORITY OPINION BY JOHN G. ROBERTS, JR.

The Harvard admissions program violates the Equal Protection Clause of the Fourteenth Amendment.

Roberts Thomas Alito Sotomayor Kagan Gorsuch Kavanaugh Barrett Jackson

- 私たちは、狭い制約のもとでのみ人種にもとづく入試を認めてきた。大学のプログラムが厳格審査に適合しなくては、人種をステレオタイプとしても否定的なものとしても使用することはできず、ある地点でそれを終えなくてはならない・・・被上告人の入試制度は、修正14条の平等保護条項のもとでは無効である。(ジョン・ロバーツ首席判事による法廷意見)
- 人びとは、さまざまな理由をつけて互いを差別する。しかし、修正14条のもとでは、法はすべての人種的な区別を無視しなくてはならない。(クラレンス・トーマス判事の同意意見)

これまで DEI の広がりについて見てきました。ここからは今日の状況について触れさせていたきたいと思います。

まず、アファーマティブ・アクションをめぐる大きな動きとして 2023 年に、ハーバード大学で行われていた入試が、アメリカの憲法に反するという違憲判決が出ます。いくつかある多様な要素の一つとして人種を考慮するという、バック判決やグラッター判決で認められてきた多様性のためのアファーマティブ・アクションが、ここで逆転

否定されてしまうことになるわけです。

2023 年というはまだ 2 年前ですが、こういう判決が出された背景の一つとして、ハーバード大学を訴えた原告 SFFA=Students for Fair Admission「公平な入試を求める学生の会」の主要なメンバーがアジア系アメリカ人だったことが大きな特徴としてあげられます。人種間の格差と言ったとき、実はアジア系は全米平均どころか、白人よりもさらに高い所得を得ていることが分かります。教育についても、大卒の割合が圧倒的に高くなっています。ということは、アジア系は不利を背負っている集団とは見なされないの、アファーマティブ・アクションからは除外されています。ですからアジア系の学生からすると、ハーバード大学で行われているアファーマティブ・アクションは、黒人やヒスパニックを入学させるためにアジア系を排除する、つまりアジア系に対する差別だと彼らは訴えたのです。そういう点でこの裁判はユニークでした。

しかし最終的には訴えたのがアジア系でも白人でも、結論は変わらなかったらという判決になります。先ほど述べたように、ハーバードで行われている入試制度は、憲法修正第 14 条の平等保護条項の下では全ての人種的な区別は無視しなくてはならないとして無効であるという結論が出されました。少しでも人種を考慮した時点で、それはすでに人種差別であるという、極端な判決が出たわけです。

それではなぜ、こうした判決が民主党バイデン政権下の 2023 年に出たのかというと、その理由は非常にシンプルで、最高裁のメンバー構成が以前と比べて大きく変わったからということになります。

アメリカ連邦最高裁判事は終身制で大統領が指名し、定数は 9 人です。オバマ政権末期には 1 人が亡くなり、保守・中道派 4 人、リベラル派 4 人で拮抗していました。それが第一期トランプ政権時代になる

と、引退したり亡くなったりした判事の後任として新たに 3 人の判事が次々と任命されることになりました。この 3 人はいずれもトランプ氏にきわめて近い政治的信条を持つ、つまり非常に保守的で、アファーマティブ・アクションに対して否定的な考えを持っている人たちです。この結果、最高裁判事の構成が保守派 6 人、リベラル派 3 人となり、イデオロギー的なバランスが崩れてしまったわけです。

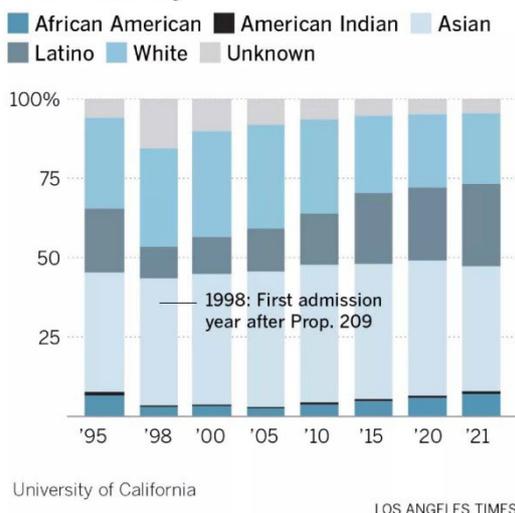
バイデン政権下ではリベラル派の判事 1 人が引退して同じリベラル派に交代しましたが、最高裁判事は終身制で、本人が引退しない限り、死亡するまで判事であり続けることができます。

SFFA 対ハーバード判決の前にも、人工妊娠中絶を憲法で保障した 1973 年の最高裁判決を無効にする最高裁判決が 2022 年に出て、大きなニュースとなりました。このように少し前なら起こり得なかった保守的な判決が相次いだのは、基本的にはトランプ氏が新たに 3 人の判事を任命するという、大統領一期の任期中としては前例のない事態が起きたことが最大の理由です。

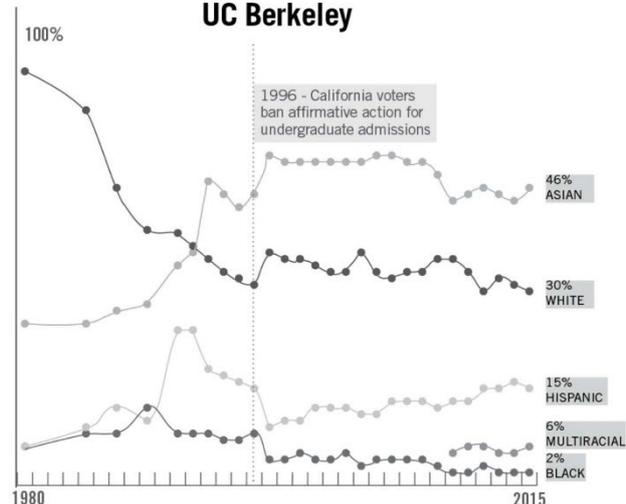
このように最高裁判事の交代という予期せぬ事情によるとはいえ、アファーマティブ・アクションが違憲とされてしまったので、それ以後の多様性をめぐる取り組みは色々と難しくなってきてしまいます。

⑮カリフォルニア大学の成果と課題

Admitted students at UCLA by race and ethnicity



UC Berkeley



<https://www.latimes.com/california/story/2022-10-31/california-banned-affirmative-action-uc-struggles-for-diversity>

<https://cityonahillpress.com/2018/11/29/affirmative-action-must-stay/>

先述したナスダックの多様性ルールも 2024 年 12 月、アメリカの特別裁判所の一つによって無効と判断されました。

さきほど触れたように、カリフォルニア州は 1996 年に州としてアファーマティブ・アクションを廃止し、カリフォルニア大学はさらにその 1 年前にアファーマティブ・アクションを廃止していました。その結果、95 年から 98 年にかけて黒人とラティーノ(ヒスパニック)の入学者が減っているのが分かります。アファーマティブ・アクションを廃止することによって黒人やヒスパニックの学生数が急速に減ってしまったわけです。しかしカリフォルニア大学はそこで諦めず、様々な代替措置を導入しました。

一つはアウトリーチと呼ばれる活動で、マイノリティや貧困層が多い地域の高校とパートナーシップを結

んだり高校教員の研修を行ったりします。もう一つは州内各高校の上位数%の成績の生徒について入学を認める入試方式を始めました。さらには白人やアジア系の学生に有利と指摘されていた「標準テスト」から離脱し独自の入試に切り替えた選抜方式も注目されています。

こうした取り組みの結果、2021年には黒人とヒスパニックの入学者比率が改善されていることがグラフから分かると思います。

このようにアファーマティブ・アクションはできなくても、多様性を実現するための措置は色々ありうるということカリフォルニア大学の取り組みは示しています。「アファーマティブ・アクションは廃止されたけれども、多様性に向けて努力していきましょう」というのがここ1、2年の流れだったわけです。その流れが、今、決定的に変わりつつあります。